

九州栄養福祉大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

九州栄養福祉大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、九州栄養福祉大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

勇気・親和・愛・知性の四つの徳目（四魂）を柱とする建学の精神は「筑紫の心」として明文化されている。建学の精神は、管理栄養士、理学療法士、作業療法士の養成を大学の使命・目的とする形で具体化され、それを実現するための教育目標が学部、学科、研究科ごとに三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）とともに策定されている。これらは学校教育法第83条に準拠するもので、対内的には学則や学生便覧、学長による「教職員研修会」などの機会により、対外的にはウェブサイトや大学案内により周知が図られている。労働福祉事業団九州リハビリテーション大学校を継承してリハビリテーション学部を開設するなど、変化への対応もなされており、その延長に大学の使命・目的及び教育目標を反映する中長期計画が構想されている。構想の実現のために強力なIR(Institutional Research)活動により大学運営がなされている。教育目標を実現するために、学部、研究科、図書館、実習農園、「日本リハビリテーション発祥地記念館」などが整備されている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーに対応した選抜が適切に行われ、収容定員が遵守されつつ順調な学生数が維持されている。学科ごとにカリキュラムポリシーに則した教育課程を有し、演習や実習はクラス開講とするなど教育効果向上の工夫がなされている。オフィスアワーや担任制度、アンケートなどを通じて、学生の意見を教育内容に反映させている。成績評価基準、進級、卒業・修了要件は明確に運用され、留年も少なく国家試験の合格率も高い。医療系国家資格の職種を養成する大学として就職は組織的に支援され、採用実績も高い。保健室、カウンセリングルームの設置、クラブやボランティア活動に対する援助により、学生生活を支援している。教員は大学設置基準と養成施設指定規則に定められた両要件を満たし、FD(Faculty Development)活動により大学の目的に沿う教育実践を発展させている。キャンパスは小倉北区と小倉南区に分かれているが、教育目標を実行するための施設や設備を整備している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為など諸規則は、関連法令を遵守しており、誠実な法人・大学運営がなされている。教育や財務などの情報は大学ウェブサイト上で公開されている。学長のリーダーシップのもとで開催される「学長部局会議」により教学と管理部門の意思疎通と連携が図られている。理事会は、評議員会と合わせて適切に開催され、戦略的意思決定を行っている。

「学科会議」などの諸会議は毎週開催され、適切かつ迅速な意思疎通がなされている。

事務組織は、使命・目的の達成のために適切に整備され、資質向上を目指したSD(Staff Development)活動が組織的に取組まれている。中長期的計画による財務運営の結果、収容定員充足率が順調に維持され、過去5年間の帰属収支差額も安定的に黒字が保たれ、安定的な財務基盤が確保されている。外部資金の獲得の増強への努力が実ることを期待したい。会計処理と資金運用は、学校法人会計基準と法人の経理規程及び資産運用規程に基づき適切に行われている。

「基準4. 自己点検・評価」について

「教育研究の水準向上を図り、本学の教育目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う」と学則第2条で定め、自己点検・評価を自主的・自律的に実施している。その結果として作成された自己点検・評価報告書は大学図書館へ配置するとともに大学ウェブサイトにおいて公表し、学内外の共有に努めている。自己点検・評価は、各担当部署で実施した調査結果やアンケート結果に基づき客観性・透明性が担保されているが、第三者的立場での内部監査の役割を持つ「IR推進本部」がその活動を集約し、精度と能動性を高めている。「IR推進本部」は、全学的なPDCAサイクルを機能させるために重要な位置を担っており、学長のリーダーシップ推進に当たって貢献している。各学科及び部門でも年度単位の自己点検・評価を行い、全教職員での確認を通じて次年度における改善計画が検討されており、自己点検・評価が全学に浸透している。

総じて、勇氣・親和・愛・知性の四つの徳目（四魂）を柱とする建学の精神を具現化した大学の使命・目的に沿って、学長のリーダーシップのもとで自己点検・評価活動を強化することにより、教育方法の工夫や学生の満足度向上のための取組みがなされている。規則を遵守する形で学生数が順調に確保され、安定した財政基盤を有している。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.社会連携」「基準B.特色ある教育活動」「基準C.学生支援」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-①意味・内容の具体性と明確性

1-1-②簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

【理由】

建学の精神は「筑紫の心」として勇氣・親和・愛・知性の四つの徳目（四魂）を軸とする概念が平易な表現で明文化されている。その精神は諸会議や学長講話や行事・式典などの種々の機会において、分かりやすい表現や具体例をもって説明されており、広く浸透させる努力がなされている。

建学の精神である「筑紫の心」に根差す人格教育を基盤に、人のために奉仕する職種として管理栄養士、理学療法士、作業療法士の養成を大学の使命・目的とし、それを実現するための教育目標が学則や大学案内、学生便覧及び大学ウェブサイトにも具体的な表現で明文化されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

建学の精神「筑紫の心」に示された勇氣・親和・愛・知性の四魂を柱にした奉仕の精神が大学の個性であり、その具現化として、管理栄養士、理学療法士、作業療法士を「健康生活の番人」と位置付け養成している点が大学の特色である。学則などに示された大学の使命・目的は、建学の精神を読取ることができ、学校教育法第 83 条に照らしても適切なものとなっており、大学の運営及び質保証に関する法令を遵守している。

建学の精神の普遍性から、それに基づく教育目標などには変化を加えていないが、労働福祉事業団九州リハビリテーション大学校を継承してリハビリテーション学部を開設するなど、時代の変化に応じた対応がなされている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目標は、建学の精神に基づいて、学長を中心とした「大学設置準備室」で起草され、教授会の議を経て理事会に報告された。それらは学科会議、職員

会議で毎年の目標を検討する作業を通じて教職員の理解と支持を得ている。

学部、学科、研究科ごとに大学の使命・目的及び教育目標が設定され、対内的には学則や学生便覧、学長による教職員研修会や朝礼で、対外的にはウェブサイトや大学案内、オープンキャンパスで周知している。

三つのポリシーは学科ごと及び研究科において設定され、中長期計画で、看護学部や「幼児教育推進・支援センター（仮称）」の設置などが計画され、大学の使命・目的及び教育目標を反映している。

教育研究組織としては、2学部3学科、1研究科、図書館、実習農園、「日本リハビリテーション発祥地記念館」を整備している。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準2を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目2-1を満たしている。

【理由】

各学部、大学院研究科のアドミッションポリシーを明確に定めており、入学希望者が理解しやすいように適宜見直しを行っている。また、大学案内、募集要項、学生便覧、ウェブサイトなどに明示して、周知している。

入学者選抜は、副学長を責任者として教務課が主管し、アドミッションポリシーに基づき、推薦、一般、センター入試に加えて社会人や編入学などの多様な選抜形態を実施しており、適切に行われている。入試問題の作成は大学が自ら行っており、「入試問題検査委員」を配置し、学習指導要領及び複数社の採択教科書も踏まえた点検を行うなど、作成された入試問題の妥当性確保に努めている。

在籍学生数は、食物栄養学部、リハビリテーション学部とも収容定員を遵守、維持しており、良好である。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目標に則したカリキュラムポリシーを各学部、大学院研究科で明確に定めており、教授会の審議を経て適宜見直しを行い、学生便覧、ウェブサイトなどに明示している。

カリキュラムポリシーに則した教育課程を編成し、カリキュラムマップを整備することにより学生が理解できるよう工夫、配慮がなされている。基礎教養科目には建学の精神に則した科目を配置し、専門関係科目ではアクティブ・ラーニングの強化を図るなど、教授方法の工夫・開発に努めている。教授方法の改善を図るための組織体制としては、全学的取組みについては「FD委員会」で検討し、実践を行う会議として学科会議、「リメディアル教育担当者会議」を設置している。

年間履修登録単位数の上限を設定し、単位制度の実質を保つとともに、学則及び履修規程に明文化している。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

各委員会で教員と事務職員が意見交換を行い、事務部門が日常業務内で行っている学生支援業務などで得られた情報を共有している。学校行事も教職員の協働で実施されている。

オフィスアワーは全学的に実施されており、各学年用掲示板と各教科担当研究室のドアなどに掲示することによって学生へ周知されている。

TA 制度は食物栄養学部食物栄養学科、リハビリテーション学部理学療法学科で活用しており、リハビリテーション学部作業療法学科でも活用を計画している。

学修及び授業支援に対する学生の意見などは、クラス担任制度における学生との面談、クラスごとに配付される「学修日誌」で把握されている。学生との面談では、休学・退学を希望する学生の早期把握、適切な指導も行っている。また、「学生支援満足度・評価アンケート」を実施し、その結果に対する改善案を学科会議で検討して実行するとともに、次年度の学部・学科の教育目標や計画に反映させている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、卒業・修了要件は、学則第4章に適切に定められており、入学式後の保護者懇談会、年度始めのオリエンテーションなどでも周知されている。また、単位認定、進級・卒業判定については、学則及び履修規程に定められる進級認定基準、卒業認定基準及び免許・資格の認定基準にのっとり、「成績会議」及び「卒業判定会議」で厳正に行われて、学長が決している。各科目の単位数、授業形態、成績評価基準はシラバスに記載されている。他大学等における既修得単位の認定単位数は、学則第28条で上限を60単位と定めている。また、平成26(2014)年度よりGPA(Grade Point Average)制度を導入しており、学生自らがGPAを把握し、主体的に学修に取り組めるよう工夫している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目2-5を満たしている。

【理由】

食物栄養学部ではキャリアガイダンスや専門ゼミナールなどを、リハビリテーション学部ではキャリア教育などを配置し、社会的・職業的自立に向けた指導を行っている。インターンシップ制度はないが、両学部とも学外の施設実習が複数回設定されており、大学教員と実習先指導者との連携した指導のもとで、職務への理解を深め専門技術を向上するとともにチームの一員としての役割や責任感などを学んでいる。

就職・進学に関する支援体制として、事務部門に就職指導課、学生部があり、就職ガイダンスの開催、面接指導、進学・就職に関する個別相談などさまざまな方法で学生の指導・支援を行っている。加えて、教務部門においては教授会のもとに設置された「厚生委員会」において就職活動などの支援を行っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目2-6を満たしている。

【理由】

全ての授業を対象に行われる「学生による授業評価アンケート」の結果を集約することで、教育目標の達成状況を確認している。アンケート結果を踏まえて、次年度の授業内容の見直しを図っている。

「卒業生アンケート」や「就職先アンケート」を実施し、学修の最終的な結果を把握する努力がなされている。「教学監査ヒアリング」により各種のアンケートの集計分析を行い、

各学部学科の年度ごとの教育目標の達成状況等を把握した上で各組織の新年度教育目標につなげている。

大学は、各種国家試験の合格率が高く、就職率も高い。学生にとって、国家資格を取得し社会で活躍することが大きな目標の一つであるが、それぞれの学部の特性を生かした指導、相談等によりこれを実現している。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

開学時よりクラス担任制度を実施し、学生指導及び支援全般の窓口となって学生の不安や疑問等の掌握に努めている。必要に応じて学生指導課、保健室、カウンセリングルームなどの専門部門と連携し、学生生活の厚生補導、支援を行っている。

経済的支援は、外部奨学金のみならず「創設者 宇城信五郎記念奨学金」として独自の奨学金制度を設けて、学生の経済的支援を行っている。

クラブや同好会活動及びボランティア活動に対し一定の資金援助を行い、学生生活の安定及び満足度向上に寄与している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

大学設置基準上必要な職位と教員数を満たしており、学位の専門に応じた教員が特段の専門に偏ることなく配置され、主要な専門科目は専任教員が担当している。また、「管理栄養士学校指定規則」「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」に定められた有資格の教員数及び教員要件も満たしている。

教員の資質・能力向上のため「教職員研修会」が実施されており、新規採用者に対しては「新規採用者研修会」が実施されている。

また、「FD委員会」と各学部が主催するFD研修会が実施されており、これら研修会を通して、使命・目的を共有し確認する機会としている。

大学での基礎学力の修得と専門教育への導入を兼ねた基礎教養科目群において、大学の教育理念の理解を図る科目等を配し、特色のある教養教育を実施している。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

大学は、小倉北区キャンパスと小倉南区キャンパスを有している。校地、運動場、校舎及び AV 設備を完備した教室、図書館、体育館とグラウンド、情報処理室と無線 LAN 環境、学生相談室、保健室が整備されており、施設・設備・備品の管理は庶務課が担当し、各種規則等により適切に管理されている。

バリアフリー環境も整備されており、図書館については、十分な学術資料を有していると判断できる。また、小倉南区キャンパスに実習農場があり野菜等の栽培過程を実践学習する環境を整備している。

受講する学生数は、一部の講義科目を除いて、演習、実習の授業は原則としてクラスごとの開講に努め、教育効果を十分上げられるように管理されている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為、学則をはじめとする諸規則は、関連法令を踏まえており、経営の倫理性と規律性が表明されている。理事会と評議員会の監事監査に加え、「IR 推進本部」による内部

監査、「自己点検・評価委員会」による業務改善活動が実施され誠実性を高めている。大学の教育理念は「学長部局会議」で策定され、学長のリーダーシップのもとで使命・目的を実現するための具体的かつ継続的な努力が行われている。

「防火・防災管理規程」や消防計画に基づく訓練、監視カメラの設置、警備員の常駐など、防災・防犯に努め、デマンド監視による節電、生ごみ処理機の設置など、環境保全に努めている。人権については、「ハラスメント防止委員会」や「同和教育推進委員会」など組織を整備し具体的措置を施している。

教育や財務などの情報は大学ウェブサイト上で公表するなど、適正に公開されている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

寄附行為に基づき、理事会は戦略的意思決定機関として位置付けられ、平成 27(2015)年度は 7 回開催されている。出席率も高く、欠席時には議題ごとの賛否を意思表示した委任状の提出を求めている。諮問機関としての評議員会も平成 27(2015)年度は 5 回開催されており、出席率も半数を超え、適切に機能している。理事の選任については寄附行為に規定され適切に選任されている。

理事会のもとにある法人本部内に、平成 26(2014)年度から「IR 推進本部」を設置し、経営部門と教学部門の意思疎通を図り、大学運営上の重要事項を協議する「学長部局会議」の戦略的意思決定の支援を行っている。このように使命・目的達成のため、理事会を頂点とした機動的・戦略的意思決定の仕組みが確立されている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学における教授会、研究科委員会等で協議された事項の最終審議を行う部門として「学長部局会議」が設置されており、学長のリーダーシップのもとで毎週開催されている。会議は、学長、副学長、学部長、次長以上の管理職、理事長、法人事務局長及び法人事務局次長で構成され、「九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学 学長部局会議規程」にその権限を明記している。教授会や研究科委員会については、学則及び「九州栄養福祉大学 教授会規程」によって権限や責任が明確になっており、教授会のもとに置かれた各種委員会につ

いても役割を明記した規則が整備されている。

大学の意思決定と業務執行の支援を行う調査・企画部門として、法人部門に「IR 推進本部」、大学部門に「IR 推進室」をそれぞれ設置し、学長のリーダーシップを補佐する仕組みが整備されている。副学長は「九州栄養福祉大学 組織及び管理規程」において学長不在時等に職務を代行し補佐する位置付けが明記され、機能している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

教授会などの教学部門と理事会などの管理部門についての調整は、「学長部局会議」が担っており、学長のリーダーシップのもとで両部門の意思疎通と連携が図られている。会議は毎週開催され、適切かつ迅速な意思決定は、円滑なコミュニケーションの表れといえる。

「学長部局会議」で協議され決定した内容を「部科課長会議」、教授会、学科会議及び各種委員会に報告するトップダウンと、教職員、学部、部門からの検討事項や提案等を上程するボトムアップがバランス良く図られ、同時に「IR 推進本部」「IR 推進室」が各部門から提出された「自己分析・評価及び改善計画」を用いてヒアリングを行い、実効性を高める体制が整備されている。

評議員や監事の選任については、寄附行為に規定されている。評議員会及び理事会への出席状況も良好であり、協議事項におけるガバナンスが適正に機能している。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

大学の事務組織は、「九州栄養福祉大学 組織及び管理運営規程」で事務分掌を明確に定め、使命・目的の達成のために適切な管理体制を整備し、機能させている。年 2 回の全教職員が参加する「教職員研修会」開催、外部で開催されるセミナーや研修会への職員の派

遣及び内容の報告・共有など、職員の資質・能力向上のためのSD活動は組織的に実施されている。

業務執行の管理体制の構築については、課長以上の管理職が週1回開催されている「部科課長会議」に出席しており、業務内容の報告や調整を適切に行っている。実務担当者には週1回の間隔で開催される事務連絡会議、事務調整会議にて具体的な業務調整が行われている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

中長期的な計画に基づき適切な財務運営がなされている。特に収容定員充足率は、安定的に良好な水準を維持しており、学生生徒等納付金収入が高水準で確保できている。過去5年間の帰属収支差額も安定的に黒字を確保できている。各種の決算関係の比率も全般的に良好で、安定的な財務基盤を確保できている。

補助金については、リハビリテーション学部が平成27(2015)年度に完成年度を迎え、私立大学等経常費補助金の対象となったため大学の補助金額が増加した。外部資金の獲得に関しても増強に努めており、民間財団の研究助成金をはじめ科学研究費助成事業等の獲得強化を図っている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は学校法人会計基準及び「学校法人東筑紫学園 経理規程」に基づき適切になされている。また、当初予算に対して著しくかい離がある決算額の科目については補正予算の編成を行っている。会計監査は2人の公認会計士により適切に実施されている。監事監査も2人の監事によりなされており、公認会計士の監査の際、複数回は監事も同席して意見交換するなど両者の連携も図られている。

運用に当たっては、「学校法人東筑紫学園 資産運用規程」に基づき、安全性を最優先の判断基準として堅実に資金運用している。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

学則の第 2 条において、「教育研究の水準の向上を図り、本学の教育目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う」と定め、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。

平成 13(2001)年の開学当初より「自己点検・評価委員会」を設置しており、学長・副学長等各組織の長をもって構成し、全学的に取り組んでいる。平成 26(2014)年度には内部評価・内部監査を実施する部門として、法人部門に「IR 推進本部」を、大学部門に「IR 推進室」を設置し、各種調査を実施するなど適切に機能している。

自己点検・評価を定期的実施し、平成 25(2013)年度からは年次報告書、自己点検・評価報告書を毎年作成している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価は、各担当部署において実施した調査結果やアンケートなどの資料に基づいたものであり、客観性・透明性は高いものといえる。「IR 推進本部」「IR 推進室」を設置し、さまざまなエビデンス等を収集・分析する体制ができている。

「IR 推進本部」が卒業生の就職先に対して実施した「就職先アンケート」を大学ウェブサイトにて公表するなど情報公開には前向きに取り組んでいる。

作成した年次報告書及び自己点検・評価報告書に関しても、大学図書館に配置するとともに大学ウェブサイトにおいて公表しており、学内共有及び社会への公表に努めている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

大学では、「自己点検・評価委員会」及び「認証評価委員会」が実施する自己点検・評価の結果に加え、各学科及び部門で実施している年度単位の自己点検・評価を全教職員で確認し、次年度における改善に活用している。

平成 26(2014)年度に、「IR 推進本部」「IR 推進室」が設置され、学内の各部門から独立した第三者的立場から内部監査を開始している。全学的な PDCA サイクルの仕組みが確立されており、有効に機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

【概評】

食物栄養学部、リハビリテーション学部共に各種イベント、講座等の会場として講義室や体育館等の施設を提供している。近隣の行政機関や教育機関からの依頼に応じ、学部教員を講師として派遣しており、物的資源・人的資源の両面より積極的に地域社会に貢献している。平成 27(2015)年度は、北九州市内の高齢者や児童・生徒を対象とした食育イベントや料理教室、「シニアカレッジ」などに施設や講師を提供した。

リハビリテーション学部の前身である専門学校九州リハビリテーション大学校は、日本で 2 番目に古い歴史を持つ労働福祉事業団九州リハビリテーション大学校を継承して開設した。学園創立 80 周年記念事業の一つとして、「日本リハビリテーション発祥地記念館」「九州リハビリテーション大学校記念館」を開設し、日本におけるリハビリテーションの歴史と九州リハビリテーション大学校の功績を発信していくこととしている。

基準 B. 特色ある教育活動

B-1 建学の精神の意義を理解し体感するための教育活動

B-1-① 行事教育

B-1-② 「お掃除」教育

B-2 実学としてのキャリア教育

B-2-① キャリア教育、就職支援体制の強化

B-3 農作物の栽培を通して自然の恵みに感謝するための農園活動

B-3-① 種蒔き祭、収穫感謝祭

B-3-② 日常的な農園活動

B-4 国家試験受験指導體制の整備

B-4-① 充実した国家試験受験指導

【概評】

大学での「お掃除」教育や「針供養」「学内成人式」などの行事の開催趣旨や目的が企画書等に明記されており、いずれも一貫して「筑紫の心」に示されているところの四魂（勇氣、親和、愛、知性）の発現・調和を礎として大学の教育・運営が徹底されている。「お掃除」教育は、「己をむなしくして社会に奉仕する」人間の養成に向けた具体的な実践教育と位置付け、学生の生活と意識にも定着している。

キャリア教育では、人類社会の福祉に貢献する「健康生活の番人」としての管理栄養士、理学療法士、作業療法士を養成し社会に輩出すべく、各学部に就職支援教員を配し、手厚いサポート体制を構築している。また、就職関連情報は「就職支援システム」に集約され、学生は学内外からアクセスすることができる。

大学は小倉南区キャンパスに実習農園を有し、教育理念の深化に資している。自然を大切に、感謝の意を育む教育実践が「種蒔き祭」「収穫感謝祭」を通じて行われ、これらは自然の恵みに感謝する貴重な体験の場となっている。

学生にとって、管理栄養士、理学療法士、作業療法士の国家資格を取得することは、大きな目標の一つである。大学の国家試験の合格率は、高い実績を維持している。食物栄養学部では、専門科目担当教員らが演習を実施の上、個々の学生の習熟度に合わせた補習を行うなど、国家試験に対する学生へのケアが優れている。リハビリテーション学部においても、前身である九州リハビリテーション大学校からのノウハウを受継いだ学部学科が、理学療法士、作業療法士の養成を手厚く行っており、両学部の国家試験検討対策委員会の体制が確立されている。国家試験不合格者アンケートなどを実施し、国家試験対策の更なる充実に取り組んでいる。

基準 C. 学生支援

C-1 クラス担任制度と教員連携

C-1-① 履修指導、学修支援、生活指導の実施

C-2 リメディアル教育と特別に配慮を必要とする学生への支援

C-2-① リメディアル教育

C-2-② 特別に配慮を必要とする学生への支援

【概評】

クラス担任が学生からの相談窓口となり、履修指導、学修支援、生活指導など、さまざまな支援を行っている。休学や退学を希望する学生に対しては、原因を把握して適切な指導を行うための面談を実施している。学生指導において問題を抱えた学生の対応は、担任が抱え込むのではなく、学科会議で報告することで学科の教員が共通認識を持ち、科目担当教員と協力して対応している。また、学科と教務部、学生部間との連携は緊密であり、学生が安全かつ安心して学生生活ができるよう支援している。学生の学修状況や学修姿勢を把握する「学修日誌」は、学生からの意見をくみ上げるツールであるとともに、教員の学生への対応を的確に実施できるツールであり評価できる。

大学入学者の学力低下に対応するため、「入学前教育」を実施している。現況では「入学前教育」の効果が乏しいことも分析し、オリジナルテキストや学修定着度を確認するテスト、面談の追加など、改革案も積極的に考えられている。「リメディアル教育」として食物栄養学部では、「割合計算」をテーマとした補講を行い、理化学系科目の苦手意識を払拭し、自主学修を習慣化している。リハビリテーション学部では、基礎教養科目の履修を促すとともに、「解剖学」「生理学」「運動学」の分野で正規の授業外に学修支援クラスを開き、1年次生には「生物」「化学」「物理」と関係する内容の支援を実施している。

特別に配慮を必要とする学生への支援として、学生への指導方法や対応を、教員と臨地・臨床実習指導者間で協議するなど、支援体制の構築に努めている。発達障がいと思われる学生などの支援には、臨床心理士やカウンセラーへ積極的に相談し、その対応を協議している点は、対象学生の適切な援助と教員の負担軽減にもつながり、評価できる。